

情個審第 24号

令和2年12月1日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 古屋 等

保有個人情報開示決定等に対する審査請求について（答申）

令和2年4月14日付け総諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「私が知事に開示請求及び行政不服審査請求をした件で、県が作成・取得した一切の情報」開示決定等に係る審査請求事案

（個人情報諮問第 99号）

（個人情報答申第 94号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った開示決定及び部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

令和元年8月16日、審査請求人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

私が、〇〇〇〇学校のいじめ問題で、知事及び教育委員会に開示請求、処分と不作為に対する行政不服審査請求及び請願をした件で取得・作成されたもの一切。ただし、当該開示請求に係る請求対象行政文書自体を除く。

2 実施機関の決定及び通知

令和元年10月18日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報として、別表1及び別表2の「開示請求に係る保有個人情報」欄に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、別表1の「開示請求に係る保有個人情報」欄に掲げる保有個人情報について開示決定（以下「本件処分1」という。）を、別表2の「開示請求に係る保有個人情報」欄に掲げる保有個人情報の「開示することができない部分の概要」欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）について、同表の「不開示理由」欄に掲げる理由により不開示とする保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分2」といい、本件処分1と合わせて「本件各処分」と総称する。）を行い、本件処分1については令和元年10月18日付け総指令第34号（以下「本件通知書1」という。）により、本件処分2については同日付け総指令35号（以下「本件通知書2」という。）により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年1月2日、審査請求人は、実施機関が行った本件各処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消し、さらに請求の対象となる保有個人情報を特定した

上で、開示請求者以外の不服申立てを行った者の氏名及び開示請求者以外の文書発送相手のうち事業者の代表者やそれに準じる者ではない個人の氏名を除いて、全て開示するとの決定を求める。

また、裁量的開示を実施することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張について

ア 文書の探索が不十分であるか、又は対象保有個人情報に適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。本件請求に係る保有個人情報が、本件各処分で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。少なくとも、会議録を作成する基となった録音データを特定すべきである。

イ 本件不開示部分は、開示請求者以外の不服申立てを行った者の氏名及び開示請求者以外の文書発送相手のうち事業者の代表者やそれに準じる者ではない個人の氏名を除いて、いずれも、条例第14条のいずれの号にも該当しないか、たとえ同号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該当する。

ウ 公務員の氏名は、非常勤嘱託職員のものであっても、条例第14条第3号ア及びウに該当するとして開示すべきである。

エ 議事録における委員の署名は、自著であっても、委員の氏名が公になっている以上、開示すべきである。自著であることをもって不開示とされてしまうと、手書きの氏名がことごとく不開示とされかねない。実際、他の自治体では、公務員の氏名の自著であっても開示している。

オ 開示請求者以外の文書発送相手のうち事業者の代表者やそれに準じる者の氏名や事業者名は、他の自治体では、開示になっていても実施機関の表明するおそれは現実のものとなっていないし、行政がいかなる事業者に文書を発送しているかを知ることは、オンブズ活動をする上で極めて重要である。

カ 本件不開示部分は、開示請求者以外の不服申立てを行った者の氏名及び開示請求者以外の文書発送相手のうち事業者の代表者やそれに準じる者ではない個人の氏名を除いて、いずれも、条例第16条に該当する。

キ 会議を録取した音声データ等につき、理由付記の不備があるため、処分の取消しは免れない。

ク 本件処分1に教示を欠いていたことから、処分の取消しは免れない。

(2) 反論書における主張について

ア 開示請求や行政不服審査請求の手続きによれば、他にも本件請求に係る保有個人情報が存在するはずである。

少なくとも、令和〇年〇月〇〇日付け請願書は、茨城県教育委員会宛てではあるが、茨城県教育委員会の情報公開及び行政不服審査に係る内容であり、実施機関が請願内容に係り茨城県教育委員会と全くやり取りをしていないとは考えられず、その請願に関するものを特定すべきである。

イ 行政不服審査会の審議を録音していないことは、後日の審議内容の確認等に支障を来し得るし、当該情報を記録した保有個人情報は、茨城県における情報公開、行政不服審査及び請願の流れに関する経緯も含めた意思決定に至る過程並びに茨城県の事務及び事業の実績を合理的に跡付け・検証することができるようにするために、取得・作成する必要があると認められる情報である。

これを不存在とすることは、公文書管理、情報公開及び個人情報保護の制度そのものを否定することにほかならず、条例第1条及び第3条の規定、条例全体の精神、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）の前文、同条例第1条及び第3条の規定、同条例全体の精神並びに公文書管理の制度趣旨に違反することになるから、にわかに信じ難く、録音データは存在するはずである。

ウ 非常勤嘱託職員の氏名とされる情報については、情報公開制度や個人情報保護制度において、対象行政文書・対象保有個人情報を保有する担当課の特定という重要な職務であり、送付まで含めて行っていたとしても、補助的業務に従事する非常勤職員であるとはいえないから、条例第14条第3号ただし書ア及びウに該当する。

エ 議事録における委員の署名とされる情報については、実施機関の主張を採用した場合、氏名が公になっていてもその印影までは公にしていなから、印影はことごとく不開示とされることになる。しかし、印影が不開示とされることにはなっておらず、現に印影が開示になっていることとの整合性が担保できていない。

また、起案文の書込み、手書きでのメモ及び記載の修正等を行う場合には、その作成者の手書きであるとしてことごとく不開示とされかねず、条例第1条及び第3条の規定並びに条例全体の精神に鑑みても、条例第14条の趣旨に反するといわざるを得ない。

したがって、氏名が公になっている以上、それをただ手書きしたに過ぎない情報は、条例第14条第3号ただし書ア及びウに該当する。

オ 文書発送相手の事業者名とされる情報については、行政不服審査法に関するものであっても、審査請求人にだけ文書が発送されるわけではなく、意見を聞いたりするだけの第三者、参加人、補佐人及び代理人等に対しても文書が発送され得る。また、行政不服審査法に関するものに限らず、一般的な問合せ、意見、要望、苦情、請願及び陳情等広く様々な文書は送付され得るし、委員の選定、依頼、反訳の申込み及び消費財の購入等、実施機関の職務遂行のために種々の業務で広く様々な文書は送付され得るのであるから、単に文書の送付相手であるというだけで、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはいえず、条例第14条第4号アに該当しない。

カ 本件請求の対象となったいじめ自殺を引き起こしたのは、いじめを放置した教育行政であることを忘れてはならない。そして、その行政不服審査請求には、茨城県教育委員会の違法な対応が随所に現れており、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときに該当する。

よって、条例第16条による裁量的開示を実施すべきである。本件のような場合にさえ裁量的開示を実施しないと、個人の権利利益を保護するための公開実施の機会が存在しなくなってしまう。

諮問を大幅に遅らせるなどにより、子どもの尊厳を守るために活動している審査請求人の行政不服審査請求を放置するなどとした茨城県教育委員会の対応は許されない。

キ 会議を録取した音声データ等につき、条例第11条各項、茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第8条各項並びに同条例第14条第1項及び第3項に違反し、理由付記に不備がある。

なお、理由付記の不備があるといっても、開示すべきであるとの審査請求人の主張が当該箇所にも及んでいるため、審査会として開示すべきであるとの見解を答申した上で実施機関が開示の裁決をするのであれば、審査請求人の手続き上の権利保護を欠くことにはならないので、審査会として開示すべきであるとの見解であれば、開示の答申を出すべきである。

また、現時点で不開示とすべきとの答申であれば、十分な審理を実現するために、実施機関に意見書として再弁明をさせ、それについての審査請求人の意見を求めて、その上で審理するなどして、行政不服審査法第1条の迅速な救済の趣旨に鑑みて、行政争訟の一回的解決を行うべきである。

ク 実施機関は、申請どおりの処分をしておらず、情報の特定について取

消訴訟及び審査請求をすることができる処分につき、まるでそれらを行うことができないかのように、本件通知書1を交付した違法があるから、本件処分1は当然取り消すべきである。

ケ 国や特定県などは、情報公開審査会への反論書の提出をFAXによる方法でも認めている。茨城県でも、郵送や持参に係る金銭的及び時間的な負担を考慮し、行政不服審査法第1条の規定（簡易な手続きによる救済）並びに条例の趣旨及び目的に鑑みて、FAXによる提出を認めるべきである。

コ 以上より、本件処分2で不開示とされた情報は不開示事由に該当せず開示すべきであるとともに、特定漏れされた保有個人情報について特定した上で開示すべきであって、本件各処分はこれを怠った違法なものであることから、取り消されるべきである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求に係る保有個人情報の特定について

審査請求人は、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。本件対象情報が、本件処分で特定されたもので尽くされているとは到底、考えられない。少なくとも、会議録を作成する基となった録音のデータを特定すべきである。」と主張しているので、以下、保有個人情報の特定の妥当性について述べる。

(1) 文書の探索が不十分であるとの審査請求人の主張については、まず、本件請求時には、総務課の執務室及び書庫に保存している文書及び執務に使用するハードディスクに保存している電磁的記録の探索を行ったが、本件保有個人情報以外は確認できなかった。

次に、審査請求時には、改めて総務課の執務室及び書庫等の探索を行ったが、本件保有個人情報以外は確認できなかった。

(2) 本件請求に係る保有個人情報を条例の適用除外と判断することが違法であるとの審査請求人の主張については、まず、条例第53条第1項において、統計法（平成19年法律第53号）に基づく統計調査に係る個人情報については、この条例を適用しないと規定しているが、同法に基づく保有個人情報は保有していない。次に、同条第2項において、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定が適用されない保有個人情報については、この条例の第4章及び第5章の規定を適用しないと規定しているが、同項の規定が適用される保有個人情報は保有していない。次に、同条第3項において、特

定の保有個人情報を検索することが著しく困難な状態にある保有個人情報については、第4章の規定の適用について、実施機関に保有されていないものとみなすと規定しているが、同項の規定が適用される保有個人情報は保有していない。

よって、同条各項の規定により適用除外とした保有個人情報は存在しない。

- (3) 本件請求に係る保有個人情報を解釈上の不存在と判断することが違法であるとの審査請求人の主張については、別表1及び別表2の「開示請求に係る保有個人情報」欄に掲げる保有個人情報以外に茨城県情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書に記録されている個人情報を保有しているにもかかわらず、特定していないものがあるとの主張と史料する。しかし、上記(1)及び(2)のとおり、本件請求に係る保有個人情報を全て特定した上で本件各処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。
- (4) 会議録を作成する基となった録音のデータを特定すべきであるとの審査請求人の主張については、茨城県情報公開・個人情報保護審査会の運営に関し、必要な事項を定めた同審査会運営要領第9条において、「審査会は、議事の概要を記した要点筆記による会議録を作成する。」と規定しており、会議録を逐語的に記載することまで求められていないことから、必ずしも録音データを作成・取得する必要がなく、現に保有していない。

2 本件処分2の不開示情報の該当性について

(1) 条例第14条第3号該当性について

本件処分2において、条例第14条第3号に該当するとして不開示とした部分は、「非常勤嘱託職員の氏名」、「議事録における委員の署名」、「開示請求者以外の不服申立てを行った者の氏名」及び「開示請求者以外の文書発送相手の氏名」である。

審査請求人は、「開示請求者以外の不服申立てを行った者の氏名、開示請求者以外の文書発送相手の氏名のうち事業者の代表者やそれに準じる者の氏名ではない個人の氏名を除いて全て開示するとの決定を求める。」と主張しているので、以下、条例第14条第3号の該当性について述べる。

条例第14条第3号では、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを不開示情報として規定している。その上で、同号ただし書の情報については、開示することとしている。

ア 「非常勤嘱託職員の氏名」は、特定の個人である実施機関の職員を識別できる情報であるため、条例第14条第3号本文に規定する開示請求

者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、非常勤嘱託職員の氏名の条例第14条第3号ただし書該当性について、当該職員の職務内容は、情報公開制度、個人情報保護制度に係る担当課への開示請求書の送付業務であることから、その職務内容に照らし、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）において氏名の公表対象から除外される「補助的業務に従事する非常勤職員」に該当する。

よって、「非常勤嘱託職員の氏名」は、条例第14条第3号ただし書アに規定する法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報に該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。

イ 「議事録における委員の署名」は、茨城県情報公開・個人情報保護審査会の委員の自署であり、当該委員を識別できる情報であるため、条例第14条第3号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

委員の氏名については、県のホームページにより公にしているところ委員の署名は公にしていない。

よって、「議事録における委員の署名」は、条例第14条第3号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。

ウ 「開示請求者以外の不服申立てを行った者の氏名」及び「開示請求者以外の文書発送相手の氏名」は、審査請求人が主張する「事業者の代表者やそれに準じる者の氏名」ではなく、条例第14条第3号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書ア、イ及びウに該当する事情は認められない。

(2) 条例第14条第4号ア該当性について

本件処分2において、条例第14条第4号アに該当するとして不開示とした部分は、「文書発送相手の事業者名」である。

ア 条例第14条第4号アでは、法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。その上で、同号ただし書きに該当する情報については、開示することとしている。

イ 「文書発送相手の事業者名」は、行政不服審査法の規定に基づく審査請求に関して、県が文書を発送した特定の事業者名であり、これを公にすると特定の事業者が何らかの審査請求を行った事実が明らかとなるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第14条第4号アに該当する。

また、「文書発送相手の事業者名」は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められないため、条例第14条第4号ただし書に該当しない。

3 条例第16条該当性について

審査請求人は、「不開示部分は、開示請求者以外の不服申立てを行った者の氏名、開示請求者以外の文書発送相手の氏名のうち事業者の代表者やそれに準じる者の氏名ではない個人の氏名を除いて、いずれも、条例16条に該当する。」と主張しているため、以下、条例第16条の該当性について述べる。

- (1) 条例第16条では、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合があっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる」と規定している。
- (2) しかし、本件処分2において、不開示としたことにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護するために開示する特別の理由があるとは認められないため、条例第16条に該当しない。

4 教示について

審査請求人は、本件処分1について、本件通知書1に審査請求を行うことができる旨の記載がなく、「教示を欠いていたことから、処分の取消しは免れない。」と主張しているため、以下、教示について述べる。

- (1) 行政不服審査法第82条第1項では、不服申立てをすることができる処分をする場合には、当該処分の相手方に不服申立てをすることができることを教示しなければならないと規定している。
- (2) この点について、申請に応じて申請どおりの処分をする場合においては、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるため、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと解されている。(一般財団法人行政管理研究センター編「逐条解説 行政不服審査法」370ページ)

本件処分1は、審査請求人の開示請求に応じて、開示決定を行ったもの

であり、上記の「申請に応じて申請どおりの処分をする場合」に該当するから、教示を要する処分ではない。

(3) よって、本件処分1に教示の不備があるとする審査請求人の主張は、失当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、上記1から4までの判断を左右するものではない。

6 結論について

以上のおり、本件各処分は、条例の規定に基づき適正に行ったものであるから、本件審査請求については、棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件各処分に係る保有個人情報の特定について

本件請求は、上記第2の1の内容の保有個人情報一切の開示を求めたものである。

実施機関は、本件保有個人情報を特定し、本件各処分を行ったのに対し、審査請求人は、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。」と主張しているので、以下では、まず、本件請求に係る保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

(1) 審査請求人が、本件請求に係る保有個人情報について、探索が不十分であると主張しているのに対し、実施機関は次のとおり主張している。

まず、本件請求時には、総務課の執務室及び書庫に保存している文書並びに執務に使用するハードディスクに保存している電磁的記録の探索を行ったが、本件保有個人情報以外は確認できなかった。

次に、本件審査請求時には、改めて総務課の執務室及び書庫等の探索を行ったが、本件保有個人情報以外は確認できなかった。

当審査会において、実施機関の主張について検討したところ、実施機関の本件請求に係る保有個人情報の探索の範囲及び方法が不十分であるとは認められなかったほか、それらの説明には、特段不自然又は不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められなかった。

(2) 審査請求人が、本件請求に係る保有個人情報について、適用除外と判断することが違法であると主張しているのに対し、実施機関は次のとおり主

張している。

ア まず、条例第53条第1項において、統計法に基づく統計調査に係る個人情報については、この条例を適用しないと規定しているが、同法に基づく保有個人情報は保有していない。

イ また、同条第2項において、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない保有個人情報については、この条例の第4章及び第5章の規定を適用しないと規定しているが、同項の規定が適用される保有個人情報は保有していない。

ウ さらに、同条第3項において、特定の保有個人情報を検索することが著しく困難な状態にある保有個人情報については、第4章の規定の適用について、実施機関に保有されていないものとみなすと規定しているが、同項の規定が適用される保有個人情報は保有していない。

- (3) 当審査会において、上記(2)の実施機関の主張について検討したところ、上記(2)イについて、条例第53条第2項では、個別の法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定が適用されないこととされている保有個人情報については、条例の規定を適用しないとされているところ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）において行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を適用しないと規定は存在しない。

また、上記(2)ア及びウの実施機関の説明について検討したが、それらの説明には、特段不自然又は不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められなかった。

したがって、本件請求に係る保有個人情報について、条例の適用除外と判断したものは存在しない。

- (4) 審査請求人が、本件請求に係る保有個人情報について、解釈上の不存在と判断することが違法であると主張しているのに対し、実施機関は、本件保有個人情報以外に、茨城県情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書に記録されている個人情報を保有しているにもかかわらず、特定していないものはなく、本件請求に係る保有個人情報を全て特定した上で、本件各処分を行っているとは主張している。

当審査会において、実施機関の主張について検討したところ、特段不自然又は不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められなかった。

- (5) 審査請求人が、本件請求に係る保有個人情報について、令和〇年〇月〇〇日付け茨城県教育委員会宛て請願書に関するものを特定すべきであると

主張しているのに対し、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、当該請願に関する保有個人情報の保有の有無について確認させたところ、実施機関からは、当該請願書は茨城県教育委員会宛てのものであり、実施機関において保有しておく必要はなく、現に保有していないため、本件保有個人情報以外は確認できなかったとの説明があった。

当審査会において、実施機関の主張について検討したところ、本件保有個人情報以外は特定できなかったとする実施機関の説明に特段不自然又は不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められなかった。

- (6) 審査請求人が、本件請求に係る保有個人情報について、会議録を作成する基となった録音のデータを特定すべきであると主張しているのに対し、実施機関は、茨城県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第9条において、「審査会は、議事の概要を記した要点筆記による会議録を作成する。」と規定しており、会議録を逐語的に記載することまで求めていないことから、必ずしも録音データを作成・取得する必要がなく、現に保有していないと主張している。

当審査会において、実施機関の主張について検討したところ、本件保有個人情報以外は特定できなかったとする実施機関の説明に特段不自然又は不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められなかった。

- (7) 以上のことから、実施機関が別表1及び別表2の「開示請求に係る保有個人情報」欄に掲げる保有個人情報を特定したことは妥当であると判断する。

2 本件処分2の妥当性について

審査請求人は、「開示請求者以外の不服申立てを行った者の氏名、開示請求者以外の文書発送相手の氏名のうち事業者の代表者やそれに準じる者の氏名ではない個人の氏名を除いて全て開示するとの決定を求める。」と主張していることから、以下、本件不開示部分のうち、審査請求人が開示すべきであると主張している部分の不開示情報該当性について検討する。

(1) 条例第14条第3号該当性について

ア 非常勤嘱託職員の氏名

当審査会で見分したところ、本件非常勤嘱託職員の氏名は、実施機関が審査請求人から提出を受けた行政文書開示請求書を受理し、担当課宛てに送付する際の起案用紙に記載された起案者の氏名であると認められる。

非常勤嘱託職員の氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるた

め、条例第14条第3号本文に該当すると認められる。

審査請求人は、非常勤嘱託職員の氏名について、当該非常勤嘱託職員は、情報公開制度や個人情報保護制度において、対象行政文書や対象個人情報保有する担当課の特定という重要な職務を行っており、送付まで含めて行っていたとしても、補助的業務に従事する非常勤職員であるとはいえないから、条例第14条第3号ただし書ア及びウに該当すると主張しているのを検討する。

(ア) 同号ただし書アでは、条例第14条第3号本文に該当する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであっても、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるときは、当該保有個人情報を開示しなければならないとされている。

「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）では、「各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。」と記載されており、実施機関においても同様の取扱いをしているところ、本件非常勤嘱託職員の職務内容は、行政文書開示請求書の受理業務及び担当課への送付業務であることから、補助的業務であると認められる。また、当該非常勤嘱託職員の氏名が一般に明らかにされている事実は認められない。

よって、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえず、同号ただし書アに該当しないと認められる。

(イ) また、同号ただし書ウでは、条例第14条第3号本文に該当する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであっても、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示しなければならないとされているところ、非常勤嘱託職員の氏名は、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報であるとはいえず、同号ただし書ウに該当しないと認められる。

(ウ) なお、非常勤嘱託職員の氏名が同号ただし書イに該当する事情は認められない。

(エ) したがって、非常勤嘱託職員の氏名は、条例第14条第3号ただし書に該当しないと判断する。

イ 議事録における委員の署名

当審査会で見分したところ、本件議事録における委員の署名は、当審査会第一部会の議事が会議録のとおり終結した旨を、当審査会第一部会部会長及び署名委員が確認したことを示すために自署した情報であると認められる。

議事録における委員の署名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、条例第14条第3号本文に該当すると認められる。

審査請求人は、議事録における委員の署名について、自著であっても、委員の氏名が公になっている以上、開示すべきであると主張しているのので、条例第14条第3号ただし書該当性について検討する。

(ア) 同号ただし書アでは、条例第14条第3号本文に該当する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであっても、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるときは、当該保有個人情報を開示しなければならないとされている。

当審査会委員の氏名については、茨城県のホームページに掲載されており、慣行として開示請求者が知ることができる情報であるところ、当審査会委員の手書きで書かれた氏名である署名については、一般に明らかにされている事実は認められない。

よって、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえず、同号ただし書アに該当しないと認められる。

(イ) また、同号ただし書ウでは、条例第14条第3号本文に該当する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであっても、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示しなければならないとされているところ、議事録における委員の署名は、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報であるとはいえず、同号ただし書ウに該当しないと認められる。

(ウ) なお、議事録における委員の署名が同号ただし書イに該当する事情は認められない。

(エ) したがって、議事録における委員の署名は、条例第14条第3号ただし書に該当しないと判断する。

(2) 文書発送相手の事業者名の条例第14条第4号ア該当性について

当審査会で見分したところ、文書発送相手の事業者名は、実施機関が文書を発送する際に、文書発送簿の「あて先」欄に記載した事業者名であると認められる。

審査請求人は、文書発送相手の事業者名について、行政不服審査法に関するものであっても、審査請求人にだけ文書が発送されるわけではなく、また、行政不服審査法に関するものに限らず、種々の業務で様々な文書は送付され得るのであるから、単に文書の送付相手であるというだけで、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはいえないから、条例第14条第4号アに該当しないと主張しているので検討する。

ア 条例第14条第4号アでは、法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが不開示情報とされている。その上で、同号ただし書に該当する情報については、開示することとされている。

イ 文書発送相手の事業者名については、実施機関が文書発送簿の「件名」欄において、行政不服審査法の規定に基づく審査請求に関して、答申書の写し又は主張書面提出期限通知書等を発送した旨を開示しており、これを開示すると、特定の事業者が、何らかの審査請求に関与した事実が明らかとなるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第14条第4号アに該当すると認められる。

また、当該文書発送相手の事業者名は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要である情報とは認められないため、条例第14条第4号ただし書に該当しないと認められる。

ウ よって、文書発送相手の事業者名は、条例第14条第4号アに該当すると判断する。

3 不開示理由の付記について

(1) 不開示理由の付記の意義及び程度について

開示請求に係る保有個人情報の一部又は全部を開示しないときは、茨城県行政手続条例第8条第1項及び第2項の規定により、その理由を書面に

より通知しなければならないとされている。

これは、実施機関の判断の慎重や合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるためのものであるとされている。

そして、実施機関が不開示決定通知書等に付記すべき理由の程度については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決においては、「開示請求者において、・・・所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、・・・理由付記としては十分では・・・ないといわなければならない。」とされている。

理由の付記について、審査請求人は、会議を録取した音声データ等につき、理由付記の不備があるため、処分の取消しは免れないと主張しているので、以下、本件処分2の理由付記について、検討する。

(2) 本件不開示部分の理由の付記等について

ア 会議を録取した音声データの不開示理由の付記について

会議を録取した音声データについて、上記1(6)のとおり、実施機関は、茨城県情報公開・個人情報保護審査会運営要領において、会議録を逐語的に記載することまで求めていないことから、必ずしも録音データを作成・取得する必要がなく、現に保有していないと主張しており、実施機関の説明に特段不自然又は不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められなかった。

よって、実施機関は、会議を録取した音声データを、本件請求に係る保有個人情報として特定しておらず、本件通知書2に記載していないことから、理由を付記する必要はないものと判断する。

イ 「非常勤嘱託職員の氏名」、「開示請求者以外の不服申立てを行った者の氏名」及び「開示請求者以外の文書発送相手の氏名」について

本件通知書2の「別紙」の表の「開示することができない部分の概要」欄の「非常勤嘱託職員の氏名」、「開示請求者以外の不服申立てを行った者の氏名」及び「開示請求者以外の文書発送相手の氏名」との記載、「不開示理由」欄の「※1」との記載並びに欄外の「※1 開示請求者以外の個人に関する情報 茨城県個人情報の保護に関する条例第14条第3号該当 個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、かつ、同号ただし書きのアからウまでのいずれにも該当しないため。」との記載から、審査請求人において、条例第14条第3号に該当する理由を、その根拠

とともに了知し得ると認められる。

よって、「非常勤嘱託職員の氏名」，「開示請求者以外の不服申立てを行った者の氏名」及び「開示請求者以外の文書発送相手の氏名」を不開示とすべき理由の付記は，不備ではないと判断する。

ウ 「議事録における委員の署名」について

本件通知書2の「別紙」の表の「開示することができない部分の概要」欄の「議事録における委員の署名」との記載，「不開示理由」欄の「※2」との記載及び欄外の「※2 開示請求者以外の個人に関する情報 茨城県個人情報保護に関する条例第14条第3号該当 審査会の委員の自署であり，当該情報は個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり，同号ただし書きのアからウまでのいずれにも該当しないため。」との記載から，審査請求人において，条例第14条第3号に該当する理由を，その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって，「議事録における委員の署名」を不開示とすべき理由の付記は，不備ではないと判断する。

エ 「文書発送相手の事業者名」について

本件通知書2の「別紙」の表の「開示することができない部分の概要」欄の「文書発送相手の事業者名」との記載，「開示する保有個人情報の利用目的」欄の「審査請求に係る事務を行うため。」との記載，「不開示理由」欄の「※3」との記載及び欄外の「※3 法人等に関する情報 茨城県個人情報保護に関する条例第14条第4号ア該当 法人等に関する情報であって，開示することにより，当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。」との記載から，審査請求人において，条例第14条第4号アに該当する理由を，その根拠とともに了知し得ると認められる。

よって，「文書発送相手の事業者名」を不開示とすべき理由の付記は，不備ではないと判断する。

4 条例第16条該当性について

審査請求人は「不開示部分は，開示請求者以外の不服申立てを行った者の氏名，開示請求者以外の文書発送相手の氏名のうち事業者の代表者やそれに準じる者の氏名ではない個人の氏名を除いて，いずれも，条例第16条に該当する。」と主張しているが，条例第16条に定める裁量的開示は，開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれていても，実施機関が個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは，当該実施機関の高度

な行政判断により裁量的開示を行うことができるものであるところ、本件不開示部分について、個人の権利利益を保護するため特に開示する必要があるとは認められない。

よって、裁量的開示をしなかった実施機関の判断は妥当であると判断する。

5 教示について

審査請求人は、本件処分1について、「文書の特定について取消訴訟及び審査請求をすることができる処分につき、まるでそれらを行うことができないかのように、教示を欠いた通知書を交付した違法があるから、当然に取り消すべきである。」と主張しているので、以下、本件処分1の教示について検討する。

行政不服審査法第82条においては、不服申立てをすることができる処分をする場合には、当該処分の相手方に不服申立てをすることができること等を教示しなければならない旨規定されている。

この点について、申請に応じて申請どおりの処分をする場合においては、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるため、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと解されている（一般財団法人行政管理研究センター編「逐条解説 行政不服審査法」370ページ）。

本件処分1は、審査請求人の開示請求に応じて、開示決定を行ったものであり、上記の「申請に応じて申請どおりの処分をする場合」に該当するから、教示を要する処分ではない。

よって、本件処分1に教示の不備があるとする審査請求人の主張は、失当である。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記判断を左右するものではないと判断する。

7 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 | 月 | 日 | 内 | 容 |
|------|-----|-----|----|-------------------|
| 令和2年 | 4月 | 14日 | 諮問 | 受理 |
| 令和2年 | 7月 | 31日 | 審査 | (令和2年度第3回審査会第二部会) |
| 令和2年 | 8月 | 26日 | 審査 | (令和2年度第4回審査会第二部会) |
| 令和2年 | 10月 | 28日 | 審査 | (令和2年度第5回審査会第二部会) |

別表 1

| 開示請求に係る保有個人情報 | |
|---------------|---|
| 1 | 開示請求書 |
| 2 | 開示請求書の担当課宛て通知文 |
| 3 | 開示請求に係る決定期間延長通知書 |
| 4 | 開示請求に係る行政文書開示決定通知書 |
| 5 | 開示請求に係る行政文書部分開示決定通知書 |
| 6 | 開示請求に係る行政文書不開示決定通知書 |
| 7 | 平成 29 年 12 月 21 日付け審査請求に係る情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する起案文書 (起案・諮問書・行政文書開示請求書・行政文書開示決定通知書・行政文書部分開示決定通知書・行政文書不開示決定通知書・審査請求書・弁明書・反論書) |
| 8 | 平成 30 年度第 2 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の開催に係る起案文書 |
| 9 | 8 の委員宛て通知文 |
| 10 | 平成 30 年度第 2 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会進行順序 |
| 11 | 「特定市立中学校の生徒が死亡した件に関する文書」開示決定等に係る審査請求事案(諮問第 180 号)に係る資料の目次 【平成 29 年 12 月 21 日付け審査請求事案に係る審査会の資料(以下「審査会の資料」という。)] |
| 12 | 諮問事案の概要及び経過について 【審査会の資料】 |
| 13 | 行政文書開示請求書・行政文書開示決定通知書・行政文書部分開示決定通知書・行政文書不開示決定通知書・審査請求書・弁明書・反論書・諮問書 【審査会の資料】 |
| 14 | 平成 30 年度第 2 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会(第一部会)次第 |
| 15 | 平成 30 年度第 2 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の会議録作成に係る起案文書 |
| 16 | 平成 30 年度第 3 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の開催に係る起案文書 |
| 17 | 16 の委員宛て通知文 |
| 18 | 平成 30 年度第 3 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会(第一部会)次第 |
| 19 | 平成 30 年度第 3 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会進行順序 |
| 20 | 処分庁及び審査請求人の主張の要旨 【審査会の資料】 |
| 21 | 不開示理由の付記に係る参考判例及び内閣府情報公開個人情報保護審査会の参考答申 |

| | |
|----|--|
| | 【審査会の資料】 |
| 22 | 最高裁判例（公文書の非開示決定が理由付記の要件を欠き違法であるとされた事例） 【審査会の資料】 |
| 23 | 茨城県行政手続条例 【審査会の資料】 |
| 24 | 平成 30 年度第 3 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の会議録作成に係る起案文書 |
| 25 | 平成 30 年度第 4 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の開催に係る起案文書 |
| 26 | 25 の委員宛て通知文 |
| 27 | 平成 30 年度第 4 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）次第 |
| 28 | 平成 30 年度第 4 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会進行順序 |
| 29 | 平成 30 年度第 4 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の会議録作成に係る起案文書 |
| 30 | 平成 30 年度第 1 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会の開催に係る起案文書 |
| 31 | 30 の委員宛て通知文 |
| 32 | 平成 30 年度第 1 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会進行順序 |
| 33 | 平成 30 年度第 1 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会次第 |
| 34 | 平成 30 年度第 1 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会の会議録作成に係る起案文書 |
| 35 | 平成 30 年度第 5 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の開催に係る起案文書 |
| 36 | 35 の委員宛て通知文 |
| 37 | 平成 30 年度第 5 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）次第 |
| 38 | 平成 30 年度第 5 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会進行順序 |
| 39 | 「特定市立中学校生徒が死亡した件に関する文書」部分開示決定通知等に係る不開示理由の付記 【審査会の資料】 |
| 40 | 「特定市立中学校生徒が死亡した件に関する文書」部分開示決定通知等に係る理由付記 【審査会の資料】 |
| 41 | 平成 16 年 4 月 23 日東京地裁判決の要旨 【審査会の資料】 |
| 42 | 平成 29 年 2 月 27 日（平成 28 年度（行情）答申第 751 号）答申書 【審査会の資料】 |
| 43 | 平成 30 年度第 5 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の会議録作成に係る起案文書 |

| | |
|----|---|
| 44 | 平成 30 年度第 6 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の開催に係る起案文書 |
| 45 | 44 の委員宛て通知文 |
| 46 | 平成 30 年度第 6 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）次第 |
| 47 | 平成 30 年度第 6 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会進行順序 |
| 48 | 答申（構成案） 【審査会の資料】 |
| 49 | 行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）【第 2 版】 （抜粋） 【審査会の資料】 |
| 50 | 平成 30 年度第 6 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の会議録作成に係る起案文書 |
| 51 | 答申（構成案 1） |
| 52 | 答申（構成案 2） |
| 53 | 答申（構成案 3） |
| 54 | 平成 30 年度第 7 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の開催に係る起案文書 |
| 55 | 54 の委員宛て通知文 |
| 56 | 平成 30 年度第 7 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）次第 |
| 57 | 平成 30 年度第 7 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会進行順序 |
| 58 | 答申（案） 【審査会の資料】 |
| 59 | 逐条解説行政不服審査法 【審査会の資料】 |
| 60 | 平成 30 年度第 7 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の会議録作成に係る起案文書 |
| 61 | 行政文書開示決定等に対する審査請求に係る起案文書 |
| 62 | 答申 |
| 63 | 答申書の写しについて（送付文） |
| 64 | 平成 31 年 4 月 9 日付け及び令和元年 5 月 20 日付け審査請求に係る情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する起案文書 （起案・諮問書・行政文書開示請求書・行政文書開示決定通知書・行政文書部分開示決定通知書・行政文書不開示決定通知書・審査請求書・審理手続の併合に係る通知・弁明書・反論書） |
| 65 | 本件各審査請求から諮問に至るまでの経緯 |
| 66 | 文書番号簿 |

別表 2

| | 開示請求に係る保有個人情報 | 開示することができない部分の概要 | 不開示理由 |
|----|--|------------------------------------|--------------|
| 1 | 開示請求書の担当課宛て通知に係る起案文書 | 非常勤嘱託職員の氏名 | ※ 1 |
| 2 | 平成 30 年度第 2 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の会議録 | 議事録における委員の署名 | ※ 2 |
| 3 | 平成 30 年度第 3 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の会議録 | 議事録における委員の署名 | ※ 2 |
| 4 | 平成 30 年度第 4 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の会議録 | 議事録における委員の署名 | ※ 2 |
| 5 | 平成 30 年度第 1 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会の会議録 | 議事録における委員の署名 | ※ 2 |
| 6 | 茨城県情報公開条例及び茨城県個人情報の保護に関する条例に係る不服申立ての処理状況 | 開示請求者以外の不服申立てを行った者の氏名 | ※ 1 |
| 7 | 平成 30 年度第 5 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の会議録 | 議事録における委員の署名 | ※ 2 |
| 8 | 平成 30 年度第 6 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の会議録 | 議事録における委員の署名 | ※ 2 |
| 9 | 平成 30 年度第 7 回茨城県情報公開・個人情報保護審査会第一部会の会議録 | 議事録における委員の署名 | ※ 2 |
| 10 | 茨城県情報公開条例に係る不服申立ての処理状況 | 開示請求者以外の不服申立てを行った者の氏名 | ※ 1 |
| 11 | 文書発送簿 | ①開示請求者以外の文書発送相手の氏名 ②文書発送相手の事業者名 | ①※ 1 ②※ 3 |

※ 1 開示請求者以外の個人に関する情報

茨城県個人情報の保護に関する条例第 1 4 条第 3 号該当

個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、かつ、同号ただし書きのアからウまでのいずれにも該当しないため。

※ 2 開示請求者以外の個人に関する情報

茨城県個人情報の保護に関する条例第 1 4 条第 3 号該当

審査会の委員の自署であり、当該情報は個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きのアからウまでのいずれにも該当しないため。

※ 3 法人等に関する情報

茨城県個人情報の保護に関する条例第 1 4 条第 4 号ア該当

法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。